（別添様式3）

**安全保障貿易管理に係るチェックシート**

**研究開発代表者名**：

**研究開発課題名**：

公募要領「第2章 2.2.3 安全保障貿易管理について」を参照し、下記１）～４）について確認・記載すること。**なお、本紙の内容は研究開発提案の採否には一切影響しない。**

**１）「貨物等省令第２条の２　第１項」について**

* 研究開発提案書英語版（Form2）に、「貨物等省令第２条の２　第１項」における以下の物品に関する研究が含まれているかを確認する。
* その上で、各項目について「含む」もしくは「含まない」のいずれか該当する方の「□」を「■」と記載する。
* 含む場合には、該当する物品名を○で囲み、提案書中の当該物品の設計、製造（※）に関する記載の有無について該当する方の「□」を「■」と記載する。

※設計とは： 一連の製造過程の前段階のすべての段階（設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等）

製造とは： すべての製造過程（建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立/アセンブリ、検査、試験、品質保証等）

貨物等省令第２条の２　第１項※

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 物品名 | 左記物品に関する研究 | 提案書中の左記研究に関する設計、製造に関する記載 |
| 第一号 | ウイルス（ワクチンを除く。）であって、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚熱ウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス属の全てのウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ五又はＨ七のＨ抗原を有するものに限る。）、ＳＡＲＳコロナウイルス、再構成１９１８年インフルエンザウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水疱性口内炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス（極東型に限る。）、チクングニアウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テュクロウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、豚熱ウイルス、豚水疱病ウイルス、豚テシオウイルス、豚ヘルペスウイルス―１、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、MERSコロナウイルス、マールブルグウイルス属の全てのウイルス、マレー渓谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサウイルス 、ランピースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス | **□含む**（→該当する物品を○で囲み、右欄もチェックする）**□含まない** | **□記載有**（→記載されている項目番号；　　　）**□記載無** |
| 第二号 | 細菌（ワクチンを除く。）であって、アルゲンチネンス菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）、ウェルシュ菌（イプシロン毒素産生型のものに限る。）、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、牛肺疫菌（小コロニー型）、コクシエラ属バーネッティイ、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌（血清型Ｏ２６、Ｏ４５、Ｏ１０３、Ｏ１０４、Ｏ１１１、Ｏ１２１、Ｏ１４５及びＯ１５７）、発疹チフスリケッチア、バラチ菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）、鼻疽菌、ブタ流産菌、ブチリカム菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌Ｆ38株、野兎病菌又は類鼻疽菌 | **□含む**（→該当する物品を○で囲み、右欄もチェックする）**□含まない** | **□記載有**（→記載されている項目番号；　　　）**□記載無** |
| 第三号、第四号 | 毒素（免疫毒素を除く。）であって、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素（アルファ、ベータ１、ベータ２、イプシロン又はイオタの毒素に限る。）、HT－２トキシン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、 コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素、ジアセトキシスシルペノール、T－２トキシン、テトロドトキシ ン、ビスカミン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン、およびそのサブユニット | **□含む**（→該当する物品を○で囲み、右欄もチェックする）**□含まない** | **□記載有**（→記載されている項目番号；　　　）**□記載無** |
| 第五号 | 細菌又は菌類であって、クラビバクター・ミシガネンシス亜種セペドニカス、コクシジオイデス・イミチス、コクシジオイデス・ポサダシ、コクリオボールス・ミヤベアヌス、コレトトリクム・カーハワイ、ザントモナス・アクソノポディス・パソバー・シトリ、ザントモナス・アルビリネアンス、ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ、シンキトリウム・エンドビオチクム、スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ、セカフォラ・ソラニ、チレチア・インディカ、プクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・グラミニス、プクシニア・ストリイフォルミス、ペロノスクレロスポラ・フィリピネンシス、マグナポルテ・オリゼ、ミクロシクルス・ウレイ又はラルストニア・ソラナセアルム・レース３及び次亜種２ | **□含む**（→該当する物品を○で囲み、右欄もチェックする）**□含まない** | **□記載有**（→記載されている項目番号；　　　）**□記載無** |
| 第六号 | 遺伝子を改変した生物（意図的な分子操作によって核酸の塩基配列を生成し、又は改変されたものを含む。）であって次のいずれかを有するもの又は遺伝要素（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸断片を含む不活性化された組織体を含む。）であって次のいずれかの塩基配列を有するものイ　第一号に該当する遺伝子ロ　 第二号又は前号に該当する遺伝子のうち、人、動物若しくは植物の健康に重大な危害を与えるもの（転写又は翻訳した生産物を通じて危害を与えるものを含む。）又は病原性を付与若しくは増強することができるもの（血清型Ｏ二六、Ｏ四五、Ｏ一〇三、Ｏ一〇四、Ｏ 一一一、Ｏ一二一、Ｏ一四五、Ｏ一五七その他の志賀毒素を産生する血清型をもつ大腸菌の核酸の塩基配列（志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。）を有するもの以外のものを除く。）ハ　第三号又は第四号に該当するもの | **□含む**（→該当する物品を○で囲み、右欄もチェックする）**□含まない** | **□記載有**（→記載されている項目番号；　　　）**□記載無** |

※物品の詳細等については、経済産業省HPの安全保障貿易管理（https://www.meti.go.jp/policy/anpo/）を参照すること。

**２）「貨物等省令第２条の２　第２項」について**

* 研究開発提案書英語版（Form2）に、「貨物等省令第２条の２　第２項」における以下の物品に関する研究が含まれているかを確認する。
* その上で、各項目について「含む」もしくは「含まない」のいずれか該当する方の「□」を「■」と記載する。
* 含む場合には、提案書中の当該物品の設計、製造、使用（※）に関する記載の有無について該当する方の「□」を「■」と記載する。

※設計とは： 一連の製造過程の前段階のすべての段階（設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等）

製造とは： すべての製造過程（建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立/アセンブリ、検査、試験、品質保証等）

使用とは： 設計、製造以外の段階（操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理等）

貨物等省令第２条の２　第２項（抜粋）※

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 物品名 | 左記物品に関する研究 | 提案書中の左記研究に関する設計、製造、使用に関する記載 |
| 第二号 | 発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するものイ　使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの　（一）　内容積が２０リットル以上の密閉式の発酵槽であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの　（二）　（一）に該当する発酵槽に用いるように設計された培養容器であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの　（三）　（一）に該当する発酵槽に用いるように設計された制御装置であって、発酵装置を制御するための２以上のパラメーターを同時に監視及び制御をすることができるものロ　使い捨て式の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの　（一）　内容積が２０リットル以上の密閉式の発酵槽　（二）　（一）に該当する発酵槽に用いるように設計された使い捨て培養容器の収容装置　（三）　（一）に該当する発酵槽に用いるように設計された制御装置であって、発酵装置を制御するための２以上のパラメーターを同時に監視及び制御をすることができるもの | **□含む**（→右欄もチェックする）**□含まない** | **□記載有**（→記載されている項目番号；　　　）**□記載無** |
| 第七号 | 粒子状物質の吸入の試験に用いるように設計された装置であって、次のいずれかに該当するものイ　動物の全身を暴露することができる吸入室を有するものであって、吸入室の容積が１立方メートル以上のものロ　１２以上のげっ歯類の動物又は２以上のげっ歯類以外の動物の鼻部を直接エアゾールを流動させて暴露することができるものであって、これに用いるように設計した動物を保定する密閉型のホルダーを有するもの | **□含む**（→右欄もチェックする）**□含まない** | **□記載有**（→記載されている項目番号；　　　）**□記載無** |
| 第九号 | 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置であって、一部又は全部が自動化されたもののうち、一回の稼働で、連続した長さが一・五キロベースを超える核酸を五パーセント未満のエラー率で生成するように設計したもの | **□含む**（→右欄もチェックする）**□含まない** | **□記載有**（→記載されている項目番号；　　　）**□記載無** |

※物品の詳細等については、経済産業省HPの安全保障貿易管理（https://www.meti.go.jp/policy/anpo/）を参照すること。

**３）「輸出令第１項（１４）」について**

* 研究開発提案書英語版（Form2）に、「輸出令第１項（１４）」における以下の物品に関する研究が含まれているかを確認する。
* その上で、各項目について「含む」もしくは「含まない」のいずれか該当する方の「□」を「■」と記載する。
* 含む場合には、提案書中の当該物品の設計、製造、使用（※）に関する記載の有無について該当する方の「□」を「■」と記載する。

※設計とは： 一連の製造過程の前段階のすべての段階（設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等）

製造とは： すべての製造過程（建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立/アセンブリ、検査、試験、品質保証等）

使用とは： 設計、製造以外の段階（操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理等）

輸出令第１項（１４）※

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 物品名 | 左記物品に関する研究 | 提案書中の左記研究に関する設計、製造、使用に関する記載 |
| － | 軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株生体高分子：以下のいずれかに該当するものをいう。イ　酵素ロ　モノクロナール抗体、ポリクロナール抗体、抗イディオタイプ抗体ハ　レセプター生体触媒：生体化合物のうち特定の物質に結合し、分解を促進するものであって､人為的な選択又は遺伝子操作を経て生産されたものをいう｡ ベクター：遺伝物質を親細胞に組み込む媒介体をいう。 | **□含む**（→右欄もチェックする）**□含まない** | **□記載有**（→記載されている項目番号；　　　）**□記載無** |

※物品の詳細等については、経済産業省HPの安全保障貿易管理（https://www.meti.go.jp/policy/anpo/）を参照すること。

**４）その他の技術について**

* 研究開発提案書英語版（Form2）に、外国為替令別表（前述の１）～３）で確認した項目と、第１６項を除く。）に該当するような技術（※）に関する記載があるかを確認し、該当する方の「□」を「■」と記載する。
* 記載がある場合には、その該当箇所、該当していると考えられる理由、技術の内容等、該当する外国為替令別表の項番・項目、該当する貨物等省令の項番・項目を記載する。

※技術とは：貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報を指す。

設計とは： 一連の製造過程の前段階のすべての段階（設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等）

製造とは： すべての製造過程（建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立/アセンブリ、検査、試験、品質保証等）

使用とは： 設計、製造以外の段階（操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理等）

提案書類について：

|  |  |
| --- | --- |
| **研究開発提案書中に、外国為替令別表**（前述の１）～３）で確認した項目と、第16項を除く。）**に該当するような技術に関する記載があるか。** | **□ある　　□ない** |

技術に関する記載がある場合、下記も記入：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提案書中の該当箇所 | 該当していると考えられる理由、技術の内容等 | 外国為替令別表の該当部分 | 貨物等省令の該当部分 |
| 項番 | 項目 | 項番 | 項目 |
|  |  |  |  |  |  |